

第 7 回
高槻市人権意識調査
報告書

令和 2 年 3 月

高 槻 市

— 目 次 —

I	調査の目的と概要	1
1	調査の目的	1
2	調査設計	1
3	回収結果	1
4	報告書の見方	2
5	調査組織	2
II	回答者の属性	3
1	性別	3
2	年齢	3
3	現在の暮らし向き	4
III	調査結果	5
1	人権についての意識や考え方、学習経験などについて	5
2	他人が嫌がる発言や行為を行った、受けた経験について	38
3	様々な人権問題への取組のための考え方について	46
4	外国籍の市民の人権について	70
5	自由記述意見	75
	資料(調査票)	79

I 調査の目的と概要

1 調査の目的

高槻市民の人権問題に関する意識の現状、傾向及び課題を把握するとともに、人権意識の推移と啓発の効果を測り、「高槻市人権施策推進計画」（平成 27 年 3 月策定）の次期計画を策定するための基礎資料とする。

2 調査設計

- ① 調査対象 : 令和元年 8 月末現在、高槻市に在住の満 16 歳以上の外国籍市民を含めた男女 3,100 人
- ② 調査対象の抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
- ③ 調査方法 : 郵送による配付及び回収
- ④ 調査期間 : 令和元年 9 月 30 日～10 月 25 日
- ⑤ 調査項目 :
 - ・人権についての意識や考え方、学習経験などについて
 - ・他人が嫌がる発言や行為を行った、受けた経験について
 - ・様々な人権問題への取組のための考え方について
 - ・外国籍市民の人権に関する経験や考え方について
 - ・回答者の属性について

3 回収結果

	発送 (A)	不到達 (B)	到達 (C)	回収 (D)	回収率 (D/C)
日本人	2,800	4	2,796	942	33.7%
外国籍市民	300	4	296	47	15.9%
計	3,100	8	3,092	989	32.0%

【参考】年齢別の発送・回収状況

	日本人			外国籍市民		
	発送	回収	回収率	発送	回収	回収率
男性	1,250	375	30.0%	150	22	14.7%
女性	1,250	489	39.1%	150	23	15.3%
性別不明	-	4	-	-	2	-
10歳代	112	16	14.3%	10	-	-
20歳代	272	66	24.3%	76	-	-
30歳代	318	98	30.8%	58	8	13.8%
40歳代	460	140	30.4%	54	11	20.4%
50歳代	372	121	32.5%	36	9	25.0%
60歳代	338	146	43.2%	34	9	26.5%
70歳以上	628	276	43.9%	32	8	25.0%
年齢不明	-	5	-	-	2	-
計	2,500	868	-	300	47	-
追加抽出分	10歳代	200	50	25.0%	-	-
	20歳代	100	24	24.0%	-	-
	計	300	74	24.7%	-	-

※10・20歳代については、若年層の意識分析に必要な回収数を得るため、年齢構成別に設定した標本数に16～19歳200人、20歳代100人を各々追加抽出し、発送を行った。追加抽出により回答を得たサンプルは、全体及び性別集計においては集計対象外とし、年齢別集計に限り含めて集計を行っている。

4 報告書の見方

- (1) 図中のN(Number of case)は設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率(%)は回答者数(N)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、1人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の計は100.0%を超える。
- (3) 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して、0.1%に満たない場合は、図表に「0.0%」と示している。
- (4) 図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。
- (5) 図中にMA%(Multiple Answer)の表示がある場合は複数回答を依頼した質問である。
- (6) 年齢別の図表で、「10歳代」とあるのは、「16～19歳」の回答結果を示している。
- (7) 「同和地区」について

同和問題の解決に向けて、平成14年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が積極的に進められ、取組を進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されていた。本報告書の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示している。

5 調査組織

調査の事務局は人権・男女共同参画課並びに高槻市教育委員会の地域教育青少年課及び教育指導課で構成し、調査項目の検討や結果の分析にあたっては高槻市人権施策推進審議会の意見及び提言を受けた。